

一般社団法人学生麻雀連盟

定 款

平成 30 年 3 月 1 日 作成

一般社団法人学生麻雀連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人学生麻雀連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、学生麻雀を通じて、学生の健全な心身の発達を促すとともに、全国の学生間の積極的な交流を図ることにより、豊かな人間性の涵養および日本の文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生麻雀の普及、振興及び指導
- (2) 学生麻雀大会の企画及び運営
- (3) 学生麻雀の調査・研究
- (4) 学生麻雀に関する講習会・研究会・交流会その他イベントの企画及び運営
- (5) 学生麻雀を通じた国際交流、国際相互理解の推進
- (6) 学生麻雀に関する関係諸団体との協力・提携
- (7) 学生麻雀のルール・マナー策定
- (8) 学生麻雀を通じた学生の交流、コミュニティ構築及び協力
- (9) 学生麻雀合宿の企画及び運営
- (10) 麻雀教室・講座の企画及び運営
- (11) 学生麻雀を通じた就職活動支援
- (12) 学生麻雀を通じた社会貢献及び慈善活動
- (13) 麻雀の部活・サークル・同好会の設立支援及び学校公認取得支援
- (14) 書籍の編集及び出版
- (15) 学生麻雀を通じた広告宣伝の企画、立案、制作及び広告代理業
- (16) 学生麻雀を通じた広告代理業務
- (17) 学生麻雀を通じたメディア出演のマネジメント及びプロモート業務
- (18) その他この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、社員総会及び理事を置く。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第7条 この法人に次の会員を置く。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した会員のうち、社員総会において正会員となることを認められた個人または法人

(2)学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(3)賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人または法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）の社員とする。

(入会)

第8条 会員として入会しようとするものは、この法人が指定する方法で入会届を提出することにより入会の申込みを行うものとする。

(会費等)

第9条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は原則としてこれを返還しない

(任意退会)

第10条 会員は、この法人が指定する方法で退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡または解散したとき。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 規約の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事長の解職の提案
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会日より 2 週間前までに、社員に対して社員総会の場所、社員総会の目的である事項があるときは当該事項及び社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を記載した書面をもって通知する。

(社員提案権)

第 17 条 総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の 45 日前までにしなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の 2 分の 1 以上にあたる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 規約の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

(決議及び報告の省略)

第 22 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき社員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとする。

(役員の設置)

- 第 23 条 この法人に、理事を 1 名以上置く。
- 2 理事が 2 名以上いる場合はそのうち 1 名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任の方法)

- 第 24 条 理事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 理事長は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表する。

(役員の任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事は、本定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第 28 条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、社員総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の場合、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 理事の名簿
- (2) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(計算書類等の備置き)

第32条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第33条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都府中市南町二丁目17番地の31

正能 和仁

東京都板橋区弥生町52番1号 クレセール中板橋601

河下 太郎

東京都小平市大沼町五丁目15番3号

永野 彰一

(設立時の役員)

第38条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 正能 和仁

設立時理事 河下 太郎

設立時理事 永野 彰一

設立時代表理事 正能 和仁

(法令の準拠)

第39条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人学生麻雀連盟を設立のため、設立時社員 正能和仁 外2名の定款作成代理人である司法書士 宮部岳彦 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年3月1日

設立時社員 東京都府中市南町二丁目17番地の31
正能 和仁

設立時社員 東京都板橋区弥生町52番1号 クレセール中板橋601
河下 太郎

設立時社員 東京都小平市大沼町五丁目15番3号
永野 彰一

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都千代田区神田錦町三丁目23番地
司法書士 宮部 岳彦



同一の情報の提供

提供の日付 : 2018年3月5日

公証人 : 01040027 小島 浩



所属法務局 : 東京法務局

公証役場 : 神田公証役場

東京都千代田区鍛冶町一丁目9番4号

請求対象の登簿管理番号 : 18-0104002702001598

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

請求対象の認証日 : 2018年3月5日

請求対象の処理公証人 : 01040027 小島 浩

所属法務局 : 東京法務局

公証役場 : 神田公証役場

東京都千代田区鍛冶町一丁目9番4号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する

(公) (証) (人) (役) (場)

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)